

令和6年11月21日

最高裁判所第二小法廷 御中

令和6年(才)1067号

令和6年(受)1368号

上申書(その5)

ホームヘルパー国家賠訴訟原告

藤原 路加

本日は5回目の上申となります。ホームヘルパーの訪問先に認知症状の有る方が増えている実態の中での「キャンセルは保険事故」ではないか、について前回は資料からお伝えしました。しかし、国は給付を抑制するという名目で、現場実態に背を向け続けているという点も資料から訴えさせて頂いています。

今回は、先日勝訴となった(報道資料添付)家事労働者の「過労死」認定を通じて、思い出した相談案件と、最近、国が発表した「訪問介護事業への支援について」(報告)から、最高裁としての迅速な判断が、求められているのかについてお伝えします。

藤原への相談は少し前の事でしたが、その内容は、訪問先で脳梗塞を発症し、発見が遅れた為、ヘルパーが死亡したというショッキングなものでした。労災が適用されたとの報告を受け、その当時は解決したと思い、すっかり忘れていましたが、原告として国への訴えを起している事から改めて考えてみますと、私たちヘルパーが働いている労働環境が浮き彫りになってきました。その要因として「直行・直帰」という働き方である点です。訪問先で倒れたA子さんは、その日の最後の訪問で夕方でした。深夜になっても帰宅しないA子さんを心配したご家族が事業所に連絡を取りましたが、深夜だった事もあり事業所への連絡がとれず。発見が遅れて死亡していたというものでした。自宅から訪問先に出かけてまた自宅に戻るといった働き方には、そもそもヘルパーの当たり前の移動や待機への支払いを介護報酬に含まない状況(労働基準法違反)として介護保険の報酬は出来ている事です。

訪問先は人が倒れている事も認識できない認知症状の深い方という事情も重なりました。このような事例は頻繁に起きているとは考えたくはありませんが、高齢のヘルパーが支えている現場としては、無視できないリスク事だと思っておこした次第です。

こうして、訴え続けて裁判をおこしているさなかに、国は「訪問介護事業への支援について」(報告)を出しました。有効求人倍率1.5倍まで上がり、空白自治体が全国97か所。後残り1事業所という自治体が228か所。全自治体の四割まで行っている現状に対し、やっと出た報告ですから、期待を込めて読み始めますと、

驚くべき事を発見しました。資料をみて頂きたいのですが、訪問介護事業所への就業希望者が少ない理由として考えられる事の2位（66.7%）に当たる回答が無視されて、報告されている事です。その内容は「他の介護サービスと比べ、実質的な拘束時間が長い割に効率的に収入が得られない」というものです。

ヘルパー国賠訴訟で訴え続けてきたそのものが示された訳ですが、報告の囲みからは外され、無視された形となっており、せっかく税金を使った調査が生かされないものとなっていました。

高裁までの資料も併せて検討頂けましたら、在宅を支えるホームヘルパー・訪問介護員の労働環境の改善が猶予がない事は、分かって頂けると思います。

高齢社会先進国として全世界の関心が集まっている最高裁判官として一刻も早い審議を始めて頂きたいと上告を続けたいと思います。

<厚生労働省資料>

